

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）福岡県福岡市博多区金の隈一丁目２８番５３号

（名 称）株式会社きょくとう

（法人番号 7290001012793）

上記被審人に対する令和６年度（判）第２６号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第１８５条の６の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

１ 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金１５００万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和７年４月７日

２ 事実及び理由

課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第１回の審判の期日前に、課徴金に係る法第１７８条第１項第４号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和７年２月４日

金 融 庁 長 官 井 藤 英 樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、福岡県福岡市博多区金の隈一丁目28番53号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人は、雇用調整助成金の不正受給による営業外収益の過大計上の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、福岡財務支局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	令和3年5月31日	第42期（令和2年3月1日～令和3年2月28日）に係る有価証券報告書	令和2年3月1日～令和3年2月28日の事業年度	損益計算書	当期純利益が ▲869,123千円であるところを ▲756,563千円と記載	雇用調整助成金の不正受給による営業外収益の過大計上
2	令和4年1月14日	第43期第3四半期（令和3年9月1日～同年11月30日）に係る四半期報告書	令和3年3月1日～同年11月30日の第3四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が ▲136,857千円であるところを 6,316千円と記載	雇用調整助成金の不正受給による営業外収益の過大計上
3	令和4年5月31日	第43期（令和3年3月1日～令和4年2月28日）に係る有価証券報告書	令和3年3月1日～令和4年2月28日の事業年度	損益計算書	当期純利益が ▲784,151千円であるところを ▲614,992千円と記載	雇用調整助成金の不正受給による営業外収益の過大計上

4	令和5年 1月13日	第44期第3四半期（令和4年9月1日～同年11月30日）に係る四半期報告書	令和4年3月1日～同年11月30日の第3四半期累計期間	四半期 損益計算書	四半期純利益が 108,696千円であるところを 188,902千円と記載	雇用調整 助成金の 不正受給 による営 業外収益 の過大計 上
---	---------------	---------------------------------------	-----------------------------	--------------	---	---

（注）金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同3の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表の番号2及び同4の各事実につき

令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法第172条の4第2項、
第24条の4の7第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第42期事業年度（令和2年3月1日から令和3年2月28日まで）に係る有価証券報告書について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額165,881円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表の番号2及び同3の各事実につき

法第172条の4第1項及び令和5年法律第79号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の4第2項の規定により、被審人の第43期事業年度（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）第3四半期（令和3年9月1日から同年11月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第43期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第43期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下「第

43 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額」という。)は、

①被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 43 期第 3 四半期報告書	165, 373 円
第 43 期有価証券報告書	165, 285 円

が、いずれも

②6, 000, 000 円

を超えないことから、

第 43 期第 3 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 43 期有価証券報告書については、6, 000, 000 円

となる。

ここで、第 43 期第 3 四半期報告書及び第 43 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 43 期事業年度）に係るものであることから、旧金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6, 000, 000 円を第 43 期継続開示書類に係る個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 43 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 6, 000, 000) \\ = 2, 000, 000 \text{ 円}$$

第 43 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 6, 000, 000 / (3, 000, 000 + 6, 000, 000) \\ = 4, 000, 000 \text{ 円}$$

となる。

表の番号 4 の事実につき

旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 44 期事業年度（令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで）第 3 四半期（令和 4 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日まで）に係る四半期報告書について算出した額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 148, 592 円が、6, 000, 000 円を超えないことから、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円となる。